

事 務 連 絡
令和6年5月2日

鳴門市地域包括支援センター 各位
鳴門市通所型サービス事業所 各位

鳴門市健康福祉部長寿介護課

令和6年度鳴門市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
に係る請求方法について（通知）

平素は、本市介護保険事業全般及び高齢者の支援にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月6日付事務連絡「令和6年度鳴門市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）に係る月額算定の廃止について」でお伝えしているとおり、この度の介護報酬改定に合わせて、鳴門市介護予防・日常生活支援総合事業の月額算定を廃止し、回数当たりの単価で設定することとしております。

この変更に係る国保連合会とのサービスコード設定の調整の結果、請求方法について下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

請求方法 【通所型サービス】

- ・週1回程度1月4回利用までの場合 ⇒ 回数コードで請求
- ・週2回程度1月8回利用までの場合 ⇒ 回数コードで請求
- ・週1回程度1月5回利用の場合 ⇒ 月額コードで請求
- ・週2回程度1月9回、10回利用の場合 ⇒ 月額コードで請求

※サービスコードの設定上、月額コードの1月9回利用と1月10回利用のサービスコードは同じになっており、マスタでは、1月10回利用の単位を設定しております。

1月9回利用の請求をする場合は、1月10回利用のサービスコードの単位を修正し、請求してください。

（問い合わせ先）

鳴門市健康福祉部長寿介護課 担当：山田、山下
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL:088-684-1192 FAX:088-684-1321